

情報提供日	2025年(令和7年)3月13日
問い合わせ先	都市局都市整備室緑化公園課 担 当 : 井 村 ・ 近 石 918-5039(ダイヤルイン) 内 線 2779・2784

報道機関各位

「明石市みどりの基本計画」(素案)への 意見公募手続(パブリックコメント)を行います

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に規定されたもので、みどりの保全や緑化の推進について、本市の将来像や、その実現に向けた施策などを定める計画です。

2010年度に改定されて以降、社会情勢が変化していることなどから、計画の改定(計画期間:2025年度~2034年度)に向けて、下記のとおり計画の素案に対する意見公募を行います。

記

1 意見を募集する案件

「明石市みどりの基本計画」(素案)

2 意見の募集期間

2025年3月15日(土)~2025年4月16日(水)(必着)

3 意見を提出できる方

- (1) 市内にお住まいの方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有されている方
- (3) 市内に通勤又は通学されている方
- (4) 市内において事業活動や市民活動を行う方又は団体

4 資料の閲覧場所

(1) 窓口での閲覧

執務時間内(下記※参照)であれば、下記の場所で資料を閲覧することができます。

ア 都市局都市整備室緑化公園課(本庁舎7階)

イ 行政情報センター(本庁舎1階)

ウ 大久保市民センター、魚住市民センター、二見市民センター(各市民センター)

エ あかし総合窓口(パピオスあかし6階)

※ 執務時間について

	執務時間
ア 都市整備室緑化公園課	平日の8時55分~17時40分
イ 行政情報センター	平日の8時55分~17時40分
ウ 各市民センター	平日の8時55分~17時15分
エ あかし総合窓口	平日の9時00分~20時00分 土日祝日(第3日曜日を除く)の9時00分~17時15分

(2) 市ホームページ

市ホームページの「意見公募手続(パブリックコメント)」の意見募集を行っている案件のページから資料をダウンロードすることができます。

5 意見の提出方法及び提出先

書式は自由ですが、参考に「意見提出様式」を市ホームページに掲載しています。

意見を提出される方の「住所・氏名・年齢・電話番号」(法人等の場合は、団体の名称及び代表者の氏名)を必ず記入し、以下の方法でご提出ください。

(1) 郵送の場合

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号 明石市都市局都市整備室緑化公園課 あて

(2) ファックスの場合(送信後、TEL(078)918-5039 へ着信確認をお願いします。)

FAX(078)918-5109

明石市都市局都市整備室緑化公園課 あて

(3) 電子メールの場合

アドレス:kouen@city.akashi.lg.jp

(4) 持参の場合(受付時間 平日の執務時間内 8 時 55 分～17 時 40 分)

明石市都市局都市整備室緑化公園課(市役所本庁舎7階)

6 注意事項

(1) 電話等による口頭でのご意見は受け付けません。

(2) 上記5の(1)～(4)のすべてにおいて、「明石市みどりの基本計画」(素案)への意見であることを明記してください。

(3) 提出いただいたご意見への個別の回答は行いません。受け付けたご意見に対する市の考え方については、後日、市のホームページにて公表します。

(4) 提出いただいたご意見は返却いたしません。

7 お問い合わせ先

明石市都市局都市整備室緑化公園課(市役所本庁舎7階)

TEL(078)918-5039(直通)